

令和4年3月9日

保護者の皆様へ

神戸市

同居家族が濃厚接触者等となった場合の取り扱いの変更について

同居家族が濃厚接触者等になった場合の園児の登園について、下記のとおり取り扱いを変更します。この取り扱いは、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

何卒ご理解のほどよろしく申し上げます。

	変更前	変更後
同居家族が濃厚接触者になって検査をする場合	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません	<u>同居家族全員に症状がない場合は、登園できます</u>
同居家族が濃厚接触者になったが、無症状であるため検査をしない場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません	
園児のきょうだいの在籍する保育施設・学校園のクラスで感染者が確認された場合	(きょうだいが未就学児) きょうだいの登園自粛期間は登園できません (きょうだいが就学児) 登園できます	

なお、濃厚接触者に該当するかどうかに関わらず、園児及び同居家族に風邪症状がある場合は、登園できません。

※変更後の取り扱いを別添「園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安」のとおり整理しています。

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

※下線部が変更箇所

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
		◆	×	症状がなくなるまで登園できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者になった場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません。
		◆	○	<u>同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。</u> <u>なお、当該濃厚接触者による送迎はお控えください。</u>
⑤ 園児のきょうだいの在籍する保育施設・ 学校園のクラスで感染者が確認された場合		◆	○	<u>同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。</u>
⑥ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。